

北上市スポーツ少年団助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北上市スポーツ少年団規程第3条の規定に基づき、北上市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）を育成し活動を支援するため、助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 助成金の対象事業は、日本スポーツ少年団に登録しようとする北上市内の単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）が、登録に不可欠とされる公認スポーツ指導者の資格（以下「資格」という。）を取得するために、指導者等を講習会に派遣する事業とする。

(対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、資格を取得するために必要な講習会の受講料及び教材の費用とする。

(助成金の額)

第4条 助成金は、対象経費の全額を交付する。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする単位団は、次の各号に掲げる書類を本部長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1）
- (2) 収支予算書（任意様式）

(交付決定)

第6条 助成金の交付申請があったときは、本部長は収支予算書の内容を審査し、適正と認めるときは、交付決定通知書（様式第2）により助成金の額を単位団に通知するものとする。

(報告書の提出)

第7条 助成金の交付を受けた単位団は、資格取得後、次の各号に掲げる書類を本部長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書（様式第3）
 - (2) 収支決算書（任意様式）
- 2 事業完了報告書には、資格を取得したことを証明する書類の写しを添付しなければならない。
- 3 収支決算書には、領収書を添付しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 災害、疾病等により講習会を受講できなかったとき又は資格を取得できなかったときは、助成金を返還しなければならない。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、常任委員会の決議後、理事会の承認を経て、委員総会に提案し承認を受けなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益法人の設立の登記の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。